

(ホ) 突然他出し二三日も過ぎて歸り來りたるも食欲其他に異状あるもの、如く見ゆるもの

一、人が狂犬に咬傷せられても忽ち發熱し又は急に異状を現すものと想ふは間違である多く傷は數日にして治癒するも其儘之れを等閑に附し置けば一定潜伏期を過ぎたる後突然發病し生命を奪はれるものである

一、狂犬病毒は發病一兩日前より既に其唾液中に含有せられて居るのであるから狂犬の症候が現れる以前に咬傷せられても安心は出來ぬのみならず單に該毒を含みたる唾液が創面に附着しても傳染する云ふて居るから危険である

一、次に人が狂犬病に罹る犬其他の動物に咬傷せられて本病を發する云ふを狂犬病と謂はずして狂水病又は恐水病と云ふ是れ此患者は其症候中に液體に對し恐怖するの特徵があるからである、而して其發病したる時の模様は先づ俄に發熱し舉動不穩となり恰も一種の精神病者の如くにして既に此時に至れば如何なる加療も更に其効なく必ず鬼籍に登ると云ふ實に恐るべき病氣であるのである依て斯様な場合には下の如き注意を忘れてはならぬ

(イ) 不便なる場所で狂犬又は之に疑はしき犬などに咬傷せられたる時は應急手當をして其傷口の血を能く擦り出し成可局所を清潔になし普通に於ける小創の如く軽く思ひて石炭酸又は昇汞水の消毒位に安心して之を捨て置く時は他日發病するの虞あるを以て速に醫師の治療を受け尙爾後發病せざる様豫防の方法を講じなければならぬ

(ロ) 人が狂犬に咬傷せられたる時は之が發病を豫防する爲め直ちに豫防劑の注射を受け以て其生命を保つ様にせなければならぬ

(ハ) 狂犬病の豫防注射は普通一日一回十八回即ち十八日間毎日之を受けなければならぬ若し之を中途にして止むる時は其効力は無いのである

(ニ) 兎も角疑はしき犬に咬傷せられたる時は直ちに警察署に訴へ相當の指圖を受くるは最も必要であるが特に豫防注射を受けんとする人は所轄警察署に申し出づれば無料にて便宜な方法を講じてもらはれる様になつて居るのである

一、狂犬の疑ある犬を發見したる時は其場所及犬の大小毛色等に注意し速に最寄の警察署、駐在所等に知らしめ其危害を末發に防ぐ様するのが緊要である

犬飼養者心得

一、犬(種を含む)を飼養する人は其飼犬の狂犬病に罹らざる様常に注意するは勿論のことであるが若し此等の疑ある場合には自ら進んで之を防遏し又公衆の爲め此の危害を免がる、様心掛ければならぬ

二、左の場合七日以内(飼犬取締規則(大正三年十二月府令第七十四號)に依る所轄の警察署、警部補派出所、巡查部長及巡查派出所若くは巡查駐在所に届出をなさればならぬ

イ、始めて犬を飼養したるとき

- ロ、飼犬が逃走し所在不明となりたるとき
 - ハ、所在不明の犬が判明したるとき
 - ニ、仔狗が生れて二ヶ月を経たるとき
 - ホ、飼養場所を替へたるとき
 - ヘ、飼養をやめたるとき
 - ニ、斃死したるとき
 - 三、飼犬は飼主の住所氏名を記載したる頸環を締め常に繫留し毎日牽き運動をなさればならぬ但し此の場合には口綱を施し又は綱を附して随伴し(飼犬取締規則第五條及第八條)且つ他の犬に接近せぬ様にし若し飼犬が狂犬又は其疑ある犬に咬まれたる時には前と同様直に届出でればならぬ
 - 四、飼犬は常に其食欲及舉動等健康状態に注意し狂犬又は其疑あるものと認めたる時は速に届出でればならぬ
 - 五、斃死の原因が不明の場合には直に獸醫の屍體検案を受けるのが安全である
 - 六、狂犬病の疑あるものを狼に撲殺するときは其鑑定が甚だ六ヶ敷なることが多い依て可成獸疫検査委員獸醫の診察を受け狂犬病の有無を診定の上撲殺せなければ類似の病氣が澤山あるのであるから他病のものを間違て殺すことがあつては犬も可憐であるし又咬まれた人も迷惑となるのである
 - 七、飼犬が仔を産んで確實の引受人が無いとき又は飼養を廢するとき及び犬の死體を發見したるときは必ず警察署、派出所、駐在所へ届出で其の處分を願はなければならぬ
 - 八、野犬其他不用の犬は警察署に提出すれば親犬は二十錢仔犬は五錢にて買入るゝ様になつて居るのである、然し此金の如何は兎も角豫防上可成提供するものが緊要である
- 三、報告 事務其ノ他一般處置上ノ敏捷ヲ計ランカ爲ニハ主トシテ電話ヲ利用シ
タリト雖モ又一面各種ノ報告ヲ徵スルコト、ナシ大正四年一月二十八日衛訓
第二號(令達通牒ノ項参照)及ヒ全年七月十日訓第一四二號(令達通牒ノ項参照本
手續中第二第三報告様式次ノ通り)ヲ發シタリ

此説太々信シ難シ何トナレハ狂病ヲ自發スル犬及ヒ他ノ肉食獸ハ發汗スルヲ常ニ罕ナレハナリ且ツ赤道ノ地方ニ於テハ一口ノ間氣候屢變化スト雖反テ此病ヲ發スル者極メテ少レナルヲ以テ之ヲ証ス可シ都テ前文記載セル所ニ據テ考フレハ狂犬病ノ諸因中殆ント是トス可キ者有リ又ハ斷ヘテ信ス可カラサル者有リ故ニ現今未タ其病原ヲ明ラカニスルヲ能ハサレハ其再發ヲ預防スルニ由ナシ吾人宜シク努力シテ其根原ヲ探討セサル可カラス是蓋シ醫學士タル者ノ職務ナリ

徵候

狂犬病徵候ノ明瞭トナリタルハ未タ久シカラス英國ノ獸醫「ユアット」氏ヲ以テ其嚮矢トス其後「アンリー」グー「レ」タルジ「エ」ケル「アンドレー」サムソン「ラ」ホシス「レ」ベルノワ「グ」レ「ル」諸氏ノ大家陸續輩出シテ猶之ヲ補綴セリ然レ而シテ之カ實驗ヲ施爲セシ際其病毒ノ爲メ屢危險ノ災害ヲ經歷セリ

此病ニ罹リタル犬ハ鬱憂踰跟トシテ一處ニ留ラス常ニ日光喧鬧ノ処ヲ避ケ幽閑暗陰ノ地ヲ好ミ飼主及ヒ親愛セラル、者ノ命ニ服従スレテ速カニ應シ難ク眼球定居シテ人ニ逢フ毎ニ之ヲ熟視シ已ノ信スル者ニハ痛苦ヲ訴ヘ醫藥ヲ請求セントスルノ狀アルニ似タリ然シテ其面識スル者ヲ咬ムノ念ナク又飼主ノ家ヲ逃亡スルノ意ナシ屢倒臥シテ身体ヲ縮メ頭部ヲ胸下ト兩前肢ノ間ニ隱クシ結膜紅色ヲ潮シテ眼球ノ周圍ニ赤色ノ輪ヲ呈ス或ハ口腔ヲ開放シ粘膜ニ輕紫色ヲ帶ヒテ流涎ス其粘着ナル糸ノ如シ舌ハ暗褐色トナリテ視力一變ス其狀太々恐ル可シ但平常柔順ナル犬ハ温和ニシテ憐ム可キ情慾ヲ呈スレテ多クハ強剛慘酷ニシテ動モスレハ咬噬スル癖アル者ナリ然ルルハ其面色猛クシテ兇暴ノ狀ヲ見ハシ人ヲシテ震慄セシム而シテ視鼻ノ二官錯亂ス故ニ無物ヲ想像ス此人醫ノ所謂テリールトノ狂病（狂病）ベルセキヨシヨシノ刑罰ト名クル狂病ニ類ス（此病ニ罹ル患者ハ苛責ヲ受ルコトヲ妄想ス）故ニ病犬ハ自ラ敵獸

アリト妄想シ飛躍シテ周圍ノ物ヲ嚙ム然レモ犬ノ性質ニ依テ怒勢齊シカラズ或ハ物影ヲ舐ムルヲアリ上ニ説ク所ノ徵候ヲ以テ該病ヲ辨識スヘシト雖最モ顯著ナル者ハ聲音ノ變調ナリ其音ハ清カラスシテ濁リ自然ノ調ヲ失フ恰モ缺損セル陶器ヲ打ツ音ノ如シ是該病ノ特異徵ナレハ唯此徵候而已ヲ以テ該病タルヲ診定スルニ足レリ其變調ノ大ナル一回之ヲ聞ク者ハ復タ忘ルヘカラス

音調ノ變スルニ先テ又食思ヲ變シ或ハ貪食シ或ハ寡食シ或ハ絶食シ或ハ木石草葉等ヲ嗜喫スルコト有リ

初期ニ於テハ頗ル飲ヲ欲ス而シテ病勢漸ク増進スルニ隨テ咽喉麻痺シテ乾涸シ諸液ノ嚥下困難トナル此時未タ水ヲ避クルノ症ヲ發セス飲ヲ欲スレモ液ヲ飲下シ能ハス故ニ病犬鼻端ヲ水中ニ没入シテ舌ノ作用ヲ助ケント欲ス

病犬屢咽喉部ヲ搔痒シテ此部ヲ器物ニ摩擦シ或ハ嘔氣ヲ促ス狀アリ

テ宛モ停滯物ノ咽喉内ニアルカ如シ此際病犬ハ猶順從ナルカ故ニ主人ハ其狂病タルニ着意セス獸醫ノ診定ヲ乞ハス遂ニ飼主獸醫ヲシテ危害ヲ受ケシムルコトアリ吠ユル聲ノ常ト異ナルハ咽喉ノ麻痺スルニ因ルナリ又流涎シテ泡沫ヲ口外ニ出スモ該部ノ麻痺ニ由ル者ナリ然レモ概シテ流涎スルノ間甚タ短キ者ナリ而シテ咽喉ノ麻痺ハ死期ニ至テ益旺盛ス

病獸ノ感覺過敏トナル時ハ搔擽ヲ發シ冷水ヲ飲下スレハ益甚シ爾來嫌避シテ之ヲ恐ル夫ヨリ主家ヲ離ルニ至ルモハ頭ヲ乗レ尾ヲ股間ニ插ミテ疾走シ怒ヲ含ンテ頻ニ咬噬ス而シテ頓ニ他犬ノ咬噬ニ遇ハ、忽チ静止シ之ト抵抗セス是ヲ病犬ノ奇事トス然レモ大約彼ノ此ヲ咬ムコト稀有ニシ此ノ彼ヲ咬ムコト常ナリ何トナレハ健康犬ノ勢力ハ病犬ヲ壓伏スヘキニ足レモ彼ハ此ノ厭惡スヘキ奇異ナル面色ヲ窺ヒテ直ニ逃走スレハナリ

沈鬱シテ臥スル時搔擽ヲ發スレハ無物ヲ想像シ勃然トシ憤起シ近傍ノ物体ヲ嚙ム或ハ情慾ヲ發動スルコトアリ

渾身ノ表皮麻痺スルニ從テ觸感鈍リ或ハ全ク知覺ヲ失フコトアリ故ニ然ル所ハ赤熾ノ烙鉄ヲ嚙ンテ放タス是最モ酷烈ノ苦痛ヲ感セシムル者ナレトモ此ヲ覺知セサルハ知覺ヲ失フノ証トス可キナリ

病勢増進シテ麻痺愈加レハ軀力衰耗シテ後肢ハ支柱スル力ヲ失ツテ静止シ此ヨリ搔擽連發シ遂ニ沈鬱シテ斃ル或ハ劇烈ノ搔擽ニ由テ直ニ斃ル、コトアリ蓋シ犬狼猫屬ノ咬噬ニ意ヲ傾向スルハ護身襲撃ノ爲メニスル齒牙ヲ具フヲ以テナリ以上掲ケタル病徵ハ通常人目ニ觸ル、者ナレトモ爰ニ症狀確カナラサル二種ノ狂犬病アリ之ヲ啞性ノ狂病ト名ク

シユエ
ライジユ

啞性狂病

此種ノ狂犬病ハ通常ノ者ヨリ稀レニシテ險惡ノ症狀ナキカ故ニ他病ト

辨別シ難シ其病徴ト爲ス者ハ下顎筋麻痺シテ口ヲ哆開シテ咬ムコ能ハサルニ在リ而シテ糸ノ如キ唾液ヲ流出ス少シクモ發聲セス故ニ之ヲ名ケテ啞性狂犬病ト云フ舌ハ暗褐色トナリテ屢口外ニ垂下シ鬱憂増進シテ遂ニ斃ル

沈鬱狂犬病

此種ノ狂犬病ハ前者ニ比スレハ猶稀レナリ「ベルン」氏始メテ之ヲ名ケテ沈鬱症狂犬病ト謂フ蓋シ次ノ症狀ニ據テ斯クハ名ケシナリ此症ニ罹リシ病犬ハ沈鬱横臥シテ近傍ノ事物ニ關セス食物ヲ與フルモ或ハ大聲ヲ以テ喚起スルモ起キスシテ常ニ昏睡ス而シテ疲羸日ニ加リ凡ソ半月ヲ經レハ斃死ス

此二種ノ狂犬病ハ初メニ載セシ者ト甚タ異ナレハ他日病理家ノ研究ニ由テ恐クハ他病ノ部類ニ列スルナラン
種毒ニ由テ發シタル狂犬病

狂犬病の診断

狂犬病が恐ろしい病気であることは一般に納得されているが、多くの傳染病と同じく「それほどどんな病気だ」と問われると先づ答へに困るのが常識である。そこで本篇では、狂犬病の診断を出来るだけ平易に述べて一般の理解を得たいと思う。

狂犬病はキリスト紀元以前から知られたウイルス性急性中枢神経系統の傳染病で、すべての温血動物を侵すものであるが、現実的には犬の傳染病であると云われ、そうした云いかたも正しくなくはない。

著者の田舎（九州地方）では狂犬のことを『はしか犬』と云うが、思うにこれは狂犬病に侵された犬が恰も『はしか』に似た様な神経症状を呈するところから来た言葉か或は『はしか』の様な重篤な病気であるという意味を表わしているのかも知れない。この病気の源は犬の中枢神経を侵した^{ウイルス}病毒であるが、唾液の中にも流れ出て来るから、それが咬傷又は擦傷に依つて、人、猫、

狼、やまいぬ、印度狼、草原狼、狸、狐、牛、水牛、羊、山羊、馬、驢、騾、豚、野猪、虎、馴鹿、駱駝、熊、獅子、虎、りす、やまあらし、鼠、鳥類等の温血動物に傳染せられるのである。

さてこれ等を侵した狂犬病を診断するのはなにかたか困難のことであるとされている。普通臨床診断によるとしても、初診で症状が完備しておれば判定出来るが、判定困難の場合は二、三日内に再診し、尙不明の場合は殺処分依る診断を行ふか、緊留を続けて観察する事になつてゐる。

此の病氣は病毒が入つてから発病するまでの潜伏期は八日乃至六十日と云われているが、非常に不定で次に表示する様な幅がある。

狂犬病の潜伏期 (近藤博士の書に依る)

(種 別)	(一般的綜合平均)	(ライケル報告)	(例 外)
犬	二〇―六〇日	一四―六〇日	六日―一年以上
馬	二〇―九〇〃	一四―九〇〃	二五箇月
牛	三〇―九〇〃	一四―八〇〃	二三箇月
豚	二〇―六〇〃	二二―六〇〃	五―六箇月
羊・山羊	二〇―六〇〃	二二―六〇〃	五―六箇月

猫	二〇一六〇日	一四一六〇日	六箇月
鳥	二〇一六〇〃	一四一六〇〃	十二箇月
兎	九一六〇〃	九一九〇〃	十二箇月
モルモット	八一六〇〃	八一六〇〃	
人	二〇一六〇〃	一四一九〇〃	九日—二年—二十年

然しこれはどこまでも基準にすぎないものであつて、一九五〇年東京都内に発生した狂犬病は六日という例外的短潜伏期を見ている。

発病率は咬んだ動物の種類、傷の大小、深淺、部位等に依つて差異があるが、人では平均一六%（一〇—二〇%、五一—一〇—一六〇—一八〇%等の報告がある。） 犬三五—四〇%、牛二五—三〇%、馬四〇%、豚三〇%程度と見做されている。

さて狂犬病は前記の如く中枢神経を侵す病気であるので、その形態も様々に異なる。次にその主なるものを挙げて、形態別に解りやすい診断を下してみよう。

狂 躁 型

一、前駆期（〇・五—三日）

動物は早期一過性発熱（所謂前駆熱）を起して憂鬱、倦怠になり、恐怖心を起して興奮し易く畜生の命に背き勝ちになつてくる。時々吠えたてて性質が変り、瞳孔散大して異物を好み刺戟に應じて咬みつく様になるが、この期間にはまだ畜生には危害を与える例が少ない。

次いで後軀痿弱、咽喉頭が軽い痲痺を起して首を伸展し多少ふらつく様になつてくる。食欲は急速に減退し、水を欲しがる様になるが、思わしく飲むことが出来ず、よだれを流す様になる。

この期から唾液に病毒を交えている場合があるから注意しなければならない。

二、狂躁期（極期又は刺戟期二―四日）

こうして動物は興奮増悪し、音声一変して頻りに吠え、何物にでも咬みついて暴れまわるので素人目にも判る様になつてくる。

一わたり暴れ狂うと疲れ切つて暫次沈靜するが、再び狂乱を呈して如何なるものをも恐れず咬みつき、鉄柵、檻は勿論、自他の見さかひもなく四肢、尾、陰部等にまで咬みつく様になる。

所謂一犬虚に吠ゆとはこの期の狂犬に最も相応しく、空気を咬み、狂奔十数里に亘つて人畜に被害を与えるわけである。

こうして意識障害にまで進展し、疲労瘦削し、吠声は嘎れ、更に長吠哀哭を帯びて眼球陥没、眼光鋭く然もさだかならず、顔貌は一変し、下顎麻痺して流涎を来す。——この期間の唾液が最も有毒であると云われている。

三、麻痺期（一—二日）

こうして疾病の末期は麻痺が急速に進行し、下顎は垂れ、舌を出して流涎し、後軀麻痺に陥つて立つ事能わず、遂に横臥して静止、全身麻痺して死に至る。

沈 鬱 型（靜狂型又は不全型）

前者の定型的なのに比して非定型とでも称すべきがこの型である。これは地域的に或は時期的に発生の傾向があり、大流行の末期に多い型の様であるが、その原因が病毒の変異に基ずくか、或は病毒の神経侵襲部位に関係するか、まだ論議は盡されていない。

尙沈鬱型の中にも若干の相異があり、

- 一、刺戟期を欠き、突如麻痺症を發して短時日に斃死する狹義の沈鬱型。
- 二、長経過を経て尙症状不備な不全型。（これは極めて稀に治癒することがある。）
- 三、殆んど無症状乃至不顕性感染。

等症候は不定不全である。

前述した通り狂犬病の臨床診断は極めて困難であり、病理学的にも必ずしも完結の域に達して居ないと謂われている。従つてこれを一般的に平易に解明することは不可能に近いわけであるが、次に疾病の実例として或る獣医師の診断簿の一節を掲げて参考に供する。

母 犬 の 記 録

畜主住所氏名

目黒区下目黒

番地

何

某

畜 籍

畜犬

年齢及性別

一才 牝

特 徴

黒白毛雑種

一、病歴。昭和二十五年二月三日東京都実施の狂犬病予防注射を受けた。二月十八日頃から食欲が減退し、吠声に変化があつた。十九日食思あるも採食が出来ず流涎があつた。二十日同様。

- 14) *Renard*, Rapport sur la rage. Rec. de méd. vét. 1852.
- 15) *Reynaud*, Compt-rend Ac. d. Sc. 1879.
- 16) *Rey*, Inoculations de la rage des herbivores Rec. de Méd-vét. 1841, 1842, 1856.
- 17) *Korx et Nocard*, Ann. de l'Inst. Pasteur. 1888.
- 18) *Verda et Zagari*, Ann. de l'Inst. Pasteur. 1887.
- 19) *Zinke Goffried*, Neue Ansichten der Hundswuth etc. Jena. 1804.

第四章 動物ノ狂犬病

一 犬ノ狂犬病

犬ノ狂犬病ヲ臨牀上躁狂及ビ靜狂ニ區別ス。

第一 躁狂

一 潜伏期 潜伏期ハ咬傷後平均六十日ヲ常トスレドモ人工的傳染ノ際ニハ著シク短縮ス咬傷傳染ニテハ九日乃至三十三日ニテ、腦乳劑ノ皮下注射ニテハ十三日乃至十九日ニテ硬腦膜下注射ニテハ十日乃至十五日ニテ發病ス斯ク潜伏期ノ短縮スル所以ハ人工傳染ノ際ハ一時ニ多量ノ毒ヲ體內ニ注射シ殊ニ硬腦膜下注射法ニテハ病毒ヲ直ニ腦内ニ到達セシムルヲ以テナリ。

二 憂鬱期 體溫ノ昇騰ト共ニ起リ通常半日乃至三日間繼續ス初メ犬ハ舉動一變

シテ或時ハ憂鬱トナリ或時ハ快活トナル然レドモ甚ダ驚キ易ク後ニハ固有ノ不安興奮狀ヲ呈ス咬傷部若クハ接種部ハ劇痒ヲ感ズルモノ、如ク屢之ヲ舐却ス食慾ハ初メ何等ノ變徵ヲ示サレドモ後ニハ著シク不進トナリ普通食物ハ欲セズシテ木片、藁、紙、羽毛、石等ノ異物ヲ喰フ情慾ハ外見増進セルモノ、如ク自己又ハ他犬ノ陰部ヲ嗅ギ或ハ舐ム其他多クハ眼血膜充血、瞳孔擴大、呼吸ノ督促、歩行ノ困難不活潑等ヲ來タス。

三、躁狂期 刺戟症狀漸次強度ニ達シ固有ノ狂犬病症狀ヲ呈スレバ舉動食慾ノ一變ヲ來タシ加フルニ嗜咬甚シクナリ一種特異ノ吠聲ヲ發シテ連續吠叫ス欄内ニテハ屢、脱走セント企テ放置セラレバ家ヲ離レテ目的モ計畫モナク逸走ス發作ハ一張一弛シテ其際ハ嗜咬最モ著シク若シ欄内ニアル狂犬ニ向テ棒ヲ入ルレバ忽チ憤狂怒力シテ之ヲ咬ミ他犬ヲ入ルレバ直ニ猛惡ノ狀ヲ現ハシ顔面及ビ頭部ヲ咬ミ狂ヒ全ク疲勞シテ止ム脱走又ハ浮浪セル狂犬ハ發作時直線ニ逸走シ物ニ觸ルレバ忽チ咬ミ往々短時間ニシテ十數里ヲ狂奔シ多數ノ人畜ニ被害ヲ與フ靜止時ハ羸瘦シテ横臥シ而カモ強直性トナリ殊ニ顔面ニ著シ病ノ進行ニ從ヒテ強直ハ全身ニ及ビ屢、痙攣ヲ現ハシ欄内ノ狂犬ハ外部ノ光線音響等ニ依リテモ發作

ヲ惹起シ嚙下困難ナレドモ人ノ發病時ニ於ケルガ如キ水ヲ見テ惹起スル痙攣發作ハ更ニ認メズシテ水ヲ飲ムコト困難ナラズ此發作ハ三四日繼續シ漸次衰憊羸瘦シテ遂ニ虛脱ニ陷ル。

四麻痺期 麻痺症狀現ルレバ後肢甚ダシク虛弱トナリテ歩行蹣跚シ尾ハ下垂シ漸次麻痺ハ體ノ前身ニ及ビ呼吸ハ督促シテ不正トナル頭ハ下垂シ舌ハ血液ヲ混ゼル泡沫狀ノ唾液ト共ニ口外ニ出ヅ此際既ニ咬嚼不能トナリテ欄内ニ棒ヲ入ルルモ之ヲ咬ムノ力ナク吠聲ヲ發セズ唯異様ナル音聲ニテ高ク呻吟スルノミ脈搏ハ小ニシテ絲狀トナリ身體ノ一部若クハ全身ニ痙攣ヲ起シ漸次死期ニ迫リ發症後三日乃至六日ニ斃ル、ヲ常トス、サレド稀ニハ七日乃至八日生存スルコトアルモ十日以上ニ及ブモノナシ而シテ治療セル例ハ甚ダ稀有ニシテ例外ニ屬ス。

第二 靜狂

靜狂即チ麻痺狂ハ神經中樞ノ興奮症狀ヲ缺キ下顎ノ麻痺ヲ以テ其特徴トス此症狀ハ既ニ初期ニ於テ現ハレ從テ強咬不能トナリ遂ニ飲食スルヲ得ズ後ニハ下顎全ク麻痺下垂シ舌ハ口腔ヨリ外ニ垂レ口中ニ取レル飲食物ハ再ビ吐出ス唾液ノ分泌ハ常ニ甚シキヲ見ル吠聲ノ變化、意識ノ障礙及ビ急速ノ羸瘦ヲ來タスコトハ

躁狂時ニ等シク衰憊ハ後肢ニ始マリテ軀幹ニ及ビ局所或ハ全身痙攣ヲ起シ發症後二日乃至三日ニシテ死スルヲ常トス。

鑑別。狂犬病ト鑑別ヲ要スル他ノ疾病頗ル多シ今左ニ列記セン。

犬瘟熱、癩癩、腦炎、腦充血、腦ノ寄生蟲及ビ腫瘍、胃炎、腸炎、腸ノ寄生蟲、殊ニ「エヒノコッカス」縑蟲、腸胃ノ異物、胃破裂(Poisson)、鋸齒狀縑蟲ニ起因スル腸穿孔(Cadeac Wolpert Sahog-
⁽⁶⁾鼻腔内ノ寄生蟲「ペンタストーマム、テーニライデス」、齒間異物(Johné)咽頭炎、咽頭及
食道ノ異物又ハ寄生蟲、縑蟲「スピロヘータ、サンガイノレンタ」、三叉神經ニ起因スル
下顎麻痺(Vermast Münich Cadeac)顔面神經麻痺、偏癱(Sewell)喪子後ノ興奮(Colin)日射病
(Funfstück)咬癖、腎蟲、フイストロンギラス、ギカス等ニシテ殊ニ産後或ハ喪子後ノ興
奮及ビ咬癖等ハ屢、遭遇スルコトアルヲ以テ注意ス可シ。

二 兎ノ狂犬病

狂犬病毒即チ狂犬ノ腦乳劑ヲ以テ兎ノ硬腦膜下ニ注射スレバ通常十日乃至十五日ノ後發病ス此ノ潜伏期間ハ何等變化ヲ認メズ注射法適當ナレバ創傷部ハ化膿又ハ傳染等ノ憂ナクシテ治癒ス「パーベス、及ビレーデ」(一九〇五年)ハ一週間ノ終リ二週間ノ始メニ所謂前驅期性熱ヲ發スト云フ然レドモ「ヘギエス」ガ正確ニ計上セ

第三編 東京府下ニ於ケル狂犬病ノ實例

第一章 犬ノ狂犬病

第一項 注 意

狂犬病ノ診斷ハ其ノ症狀多種多樣ニシテ、且往々主ナル徵候ヲ缺如スルコトアリ。又之ニ類似セル諸種ノ病症アリテ、判斷ニ苦シムコトアルガ故ニ、之ヲ決定スルコトノ困難ナル場合尠カラズ。之ガ爲其ノ診斷ニ當リテハ、成書ニ載スル所ノ特異的徵候ヲ基礎トナシ、或ハ徵候ノ一時性若シクハ連續發現ヲ考查シテ始メテ之ヲ決定セザルベカラズ。

先ヅ病畜ニ對シ戒心注意咄嗟ニ襲來スル總ベテノ危險ニ備ヘ、極メテ慎重ノ態度ヲ以テ診察シ、必要アル時ハ時刻ヲ變更シテ數回之ヲ反覆スルコトアリ。該犬ハ嘗テ狂犬病ノ疑アル他犬ノ咬傷ヲ受ケタルコトナキヤ否ヤ、其ノ他既往ニ於ケル稟告ハ、綿密ナル注意ヲ以テ之ヲ聽取スルノ要アルモ、一面責任者ニ於テ事實ヲ隱蔽スルコトアレバ、人ヲ咬傷シタル犬ニ於ケル畜主ノ證言ノ如キ、悉ク之ヲ信ズルコト能ハザルト同時ニ、被害者ノ申シ立ツル被害當時ノ動機ノ如キモ、是亦誇大ニ失スルコトアルヲ覺悟セザルベカラズ。病畜ノ既往ト神經性ノ現症タル憂鬱、意思錯亂、忿怒、味覺變調、音聲變化、嚙下困難、麻痺性症狀、咬噬襲撃ノ狀態、他犬若シクハ他動物ヲ目撃スルニ依ツテ起ル所ノ感動、性質及習慣ノ變化、一般及特異感覺ノ狀態、消化機能障礙ニ因ル徵候等ニ就イテ大ニ注意スベシト雖モ、消化機能障礙ノ如キハ他病ニモ之ヲ發現シ、又眞性狂犬病ニ於テモ之ヲ認メザルコトアルヲ以テ診斷上ノ價值少ク、又本病ニ罹リタル犬ハ他犬ヲ目撃ス

ルヤ猛然劇怒ヲ發スルノ例ナルモ、然ラザルヲ以テ直チニ非狂犬病ト断定スル能ハズ。

狂犬病犬ハ初期ヨリ狂暴ナルモノ、ミニ非ズ。一般ニ犬ノ性質及習慣上ノ變化即チ沈鬱、不安、騷擾、感動及知覺ノ變化五官及音聲ノ變化、消化器系統ニ現ル、徵候等ニ就イテ注意スルノ要アリ。又凡ベテ犬ノ天性タル忠僕的動作ノ上ニ變化ヲ來シタルモノハ之ヲ疑フノ必要アリトス。而シテ畜主ノ家人及他人ヲ咬傷シタルコトアレバ、豫メ豫防注射ヲ勧誘スルヲ以テ適當ナル處置トナス。

畜主ノ家ヲ脱走シ、異物ヲ食シ、人畜物品ヲ咬嚙シ、狂暴状態ヲ呈シ、音聲ノ變化等ヲ認ムルニ於テハ、概シテ狂犬病タルベシト雖モ、尙疑ヲ存スル場合ハ完全ニ危險ヲ避ケ得ベキ設備ヲ施シ、之ヲ繋留シテ其ノ經過ヲ視察シ、特ニ人畜ヲ咬傷シタル犬ニ對シテハ、一層此ノ視察ヲ勵行スルヲ要ス。又俄然其ノ性質及習慣ニ變化ヲ來シタル犬、殊ニ人ヲ咬傷シタルモノハ、要注意犬トシテ鎖鋼繋留シ視察スルヲ常トス。蓋シ人ヲ咬傷シタル數日ノ後、初メテ狂犬病ノ症狀ヲ發現シタル例證ニ乏シカラズ。此ノ故ニ狂犬病ノ疑ヲ以テ檢診シタル犬ガ現在殆ド健全ナルガ如キモ、必ず十日間ハ繋留ヲ命ジテ之ヲ視察スルヲ例トス、何トナレバ一回ノ診察ヲ以テ非狂犬病ト断定シタル犬ノ咬傷ヨリ、他日恐水病ヲ發症スルモノアラシカ、獸醫ハ充分ナル視察日數ヲモ經過セズシテ非狂犬病ト誤診シタル點ニ於テ責任ヲ免ル、コト能ハザレバナリ。

第二項 現 症

當府下ニ發生シタル狂犬病ハ臨床上多ク躁狂ニシテ、犬ノ舉動一變、不安ニシテ興奮ノ狀ヲ呈シ、憤怒驚愕シ獐猛ニシテ逃走シ易ク、或ハ幕下ニ潛匿シ、或ハ頻リニ居所ヲ變ジ、或ハ卒然跳起ス。又嘗テ受ケタル咬傷部ヲ舐メ或ハ咬ムモノアリ。味覺一變普通ノ常食ヲ嫌ヒ寒冷ノ飲料ヲ好ム。但シ菓子、肉片ノ類ヲ投與スレバ平素ト異ルコト無ク之ヲ食ス。